

象牙取引規制に関する有識者会議設置要綱

令和 2 年 1 月 10 日付 31 政政政第 1003 号

(目的)

第 1 条 象牙取引に関する国際的な関心の高まりを受け、国際都市である東京がなすべき対策を検討することを目的に、象牙取引規制に関する有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 都内の象牙取引の実態把握及び国内の象牙取引規制の検証に関すること
- (2) 象牙取引の適正化等に向けた都の対策に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(組織)

第 3 条 会議は、知事が別途指名するものをもって組織する。

- 2 会議に座長を置く。
- 3 座長は委員の互選により選出する。

(招集等)

第 4 条 会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。
- 3 委員及び前項により座長の求めに応じた者が会議への出席等、会議に係る用務を行った場合、都の基準により定める報酬を支払うことができる。

(会議の公開等)

第 5 条 会議は公開で行う。ただし、座長が必要と認めるときはその全部または一部を非公開とすることができる。

- 2 会議の資料及び議事録については、原則として公開とし、座長が必要と認めるときは、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第 6 条 会議の事務局は、政策企画局政策調整部政策調整課とする。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 10 日から施行する。